

令和 6 年度事務事業評価について

1 事務事業評価の概要

(1) 実施目的

- 事務事業の目的や効果の検証により事業の必要性を確認する（事務事業の整理）
- その事務事業が担うべき主体について検証する（担うべき主体の仕分け）
- 各事務事業を現状より効率的・効果的なものに作りかえる
- 縮小する行政資源を抑制・削減・集中する
- 職員の意識改革・政策形成能力の向上

(2) 評価単位

事務事業評価は大事業単位とし、職員の資料作成の負担軽減を図るため、事務事業評価シートを成果報告の視点で作成することで、引き続き決算参考資料として使用する。

なお、決算参考資料（主要施策の成果概要（一般会計：事業評価表））に掲載する事業は別紙 1 のとおりとする。

(3) 事務事業評価の対象事業

一般会計の事務事業のうち、元金、利子、基金、繰出金、緊急事業、義務的事業及び内部管理的事業を除く事務事業について、担当課による自己評価（一次評価）を行う。

(4) 二次評価実施事業

与謝野町第 2 次総合計画後期基本計画に掲載の事業から二次評価を実施する事業を選定する。

与謝野町第 2 次総合計画後期基本計画（令和 5 年度）	
掲載事業数	171
二次評価対象事業数	155
令和 6 年度二次評価実施事業数（実施事業は別紙 1 のとおり）	40

※二次評価実施事業の対象事業、選定方法は別紙 2 のとおりとする。

2 二次評価実施体制及び実施日数等

(1) 実施体制

評価チームの評価レベルの向上を図るため、A グループは行政改革推進委員と職員との混合チームとする。なお、企画財政課（財政係）職員は事務局として参加する。

グループ	評価員
A1～A4	行政改革推進委員又は行財政経営マネジメントアドバイザー（1名） 課長補佐、係長又は主任（3名程度）
B	行政改革推進委員（5名）、行財政経営マネジメントアドバイザー（1名）

(2) 実施日数・事業数（予定）

チーム	1日あたり実施事業数	日数（9月中）	事業数合計
A1～A4	各チーム 8事業	各チーム 延べ1日	32事業
B	8事業	延べ1日	8事業

※1日あたりの実施事業数は目安

二次評価実施事業及び決算参考資料一覧

大事業名称	二次評価	決算資料
職員研修業務		○
広報・広聴事業	○	○
行政マネジメント推進事業		○
ふるさと納税事業	○	
京都府北部地域連携都市圏形成推進事業		○
地域協働推進事業		○
移住定住支援事業		○
国際交流事業	○	○
有線テレビ番組制作事業		○
交通安全対策事業		○
地域内公共交通確保維持事業		○
京都丹後鉄道利用促進対策事業	○	
与謝野駅舎管理運営事業	○	
人権啓発事業		○
生活困窮者等支援事業	○	
DV被害者等支援事業		○
つながるころささえる事業	○	
介護人材育成・確保支援事業		○
高齢者等生活支援事業	○	
自立支援給付事業	○	
地域生活支援事業		○
障害者相談支援事業	○	
障害者就労支援事業		○
高齢者福祉施設整備助成事業		○
子育て世代包括支援センター事業		○
家庭支援事業		○
児童虐待・DV対策事業	○	○
児童福祉総務費一般経費	○	
キッズステーション事業		○
地域医療人材確保事業		○
健康づくり事業	○	
食生活改善推進員協議会支援事業		○
環境活動推進等事業	○	○
再生可能エネルギー推進事業	○	
地球温暖化対策事業	○	
自然循環農業推進事業		○
農業生産支援事業	○	
有機物供給施設管理運営事業		○
大豆・米乾燥調製施設管理運営事業	○	

大事業名称	二次評価	決算資料
リフレかやの里管理運営事業		○
森林整備事業		○
商工業者金融支援事業	○	
産業振興事業	○	○
織物振興対策事業		○
企業立地推進事業	○	○
観光地域づくり支援事業		○
旧加悦鉄道加悦駅舎管理運営事業	○	
加悦生産物販売施設管理運営事業		○
かや山の家管理運営事業	○	
野田川森林公園等管理運営事業		○
阿蘇シーサイドパーク管理運営事業	○	
道路維持管理事業		○
道路新設改良事業		○
河川維持管理事業	○	
河川改修事業	○	○
常備消防組合負担金	○	
非常備消防運営事業	○	
消防施設等管理事業	○	
消防施設等整備事業	○	○
防災活動支援事業	○	
奨学資金貸付事業	○	
学校教育振興事業	○	○
小学校教育振興事業	○	
中学校管理運営事業	○	
社会教育推進事業		○
地域学校連携事業		○
地区公民館管理運営事業	○	
三河内郷土資料室管理運営事業	○	
古墳公園管理運営事業	○	
椿文化資料館管理運営事業	○	
江山文庫管理運営事業	○	
学校給食センター施設整備事業		○

令和6年度事務事業評価における二次評価実施事業の選定について

1 二次評価の対象事業について

- (1) 与謝野町第2次総合計画後期基本計画に掲載の事業とする ⇒ 171事業
- (2) 上記(1)のうち、次の16事業を除く ⇒ 171事業－16事業＝155事業
- ・特別会計事業(6事業)
 - ・一般会計事業のうち義務型事業(8事業)及び内部管理型事業(2事業)が主たる事業

2 令和6年度二次評価実施事業の選定について

1－(2)で求めた155事業を令和5年度から令和8年度までの4箇年で二次評価を行うこととし、単年度あたりの二次評価は40事業程度とする。

令和6年度の二次評価実施事業は、実施体制及び実施日数を勘案し、次の方法により40事業を選定する。

- (1) 令和3年度から令和5年度までに二次評価を実施した98事業を除く
⇒ 155事業－98事業＝57事業
- (2) 令和6年度の実施内容から次の5事業を除く ⇒ 57事業－5事業＝52事業
- ・リフレかやの里管理運営事業
 - ・野田川森林公園等管理事業
 - ・障害者基本計画策定事業
 - ・高齢者福祉施設整備助成事業
 - ・学校給食センター施設整備事業
- (3) 課ごとの実施事業数のバランスを取るため次の12事業を除く
⇒ 52事業－12事業＝40事業
- ・産業創出交流センター管理運営事業
 - ・勤労者総合福祉センター管理運営事業
 - ・子育て支援医療事業
 - ・小学校施設整備事業
 - ・中学校組合負担金
 - ・交通安全対策事業
 - ・道路新設改良事業
 - ・道路占有物管理事業
 - ・防犯対策事業
 - ・道路維持管理事業
 - ・財産取得・管理業務
 - ・行政マネジメント推進事業